

永平寺町農業委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年7月1日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第28号

永平寺町農業委員会の委員等の報酬に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町農業委員会の委員等の報酬に関する規則(平成30年永平寺町規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を削る。

第4条第1項中「き、活動実績及び成果実績に応じて」を「く農地利用最適化交付金(以下「交付金」という。)の交付を受けた額のうち、委員実績払分を委員等の人数で除して得た額を」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第5条中「農地利用最適化業務活動日誌」を「委員の活動記録簡易版」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による、改正後の永平寺町農業委員会の委員等の報酬に関する規則の規定は令和4年4月1日から適用する。